

議案第17号

天理市国民健康保険条例の一部改正について

天理市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和3年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第15条の6中「61万円」を「63万円」に改める。

第15条の12中「16万円」を「17万円」に改める。

第19条第1項中「61万円」を「63万円」に改め、同項第1号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「第314条の2第2項に掲げる金額」を「第

314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同条第3項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

第24条を次のように改める。

（保険料の減免）

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当することにより納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合は、その保険料を減免することができる。

- （1） 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、納付義務者又は被保険者が次のいずれかに該当する者となった場合
 - ア 地方税法第292条第1項第10号に規定する障害者
 - イ 行方不明となった者
 - ウ その者の居住する住宅について著しい損害を受けた者
- （2） 次のいずれかの事由により納付義務者又は被保険者の収入が減少したことに伴い、その世帯の収入が著しく減少した場合
 - ア 長期の入院又は自宅療養
 - イ 事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等
 - ウ 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する事由
- （3） 被保険者又は被保険者であった者が、法第59条各号のいずれかに該当することにより保険給付の制限を受ける者となった場合
- （4） 被保険者が、その資格を取得した日において65歳以上であり、かつ、同日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者である場合
 - ア 健康保険法の規定による被保険者（同法第3条第2項の日雇特例被保険者を除く。）

- イ 船員保険法の規定による被保険者
- ウ 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による共済組合の組合員
- エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
- オ 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者（同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。）

(5) 被保険者が次のいずれかに該当する者となった場合

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受ける者
- イ 生活保護法の規定に準じて実施する、生活に困窮する外国人に対する保護を受ける者

(6) 前各号に定めるもののほか、保険料を減免することが適当であるとして別に定める場合

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、市長が定める申請期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、同項第4号に該当する者であって、当該期限までに資格喪失証明書等を添付した国民健康保険の資格取得の届出を市長に提出した場合は、この限りでない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 納期限及び保険料額
- (3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、同項各号のいずれの規定にも該当しないこととなったときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、保険料の減免の割合その他保険料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

附則第2条中「よるものとし、」との次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第5条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の天理市国民健康保険条例の規定（附則第5条の規定を除く。）は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。